

お知らせ 「労働時間を減らしたい・・・」、相談されたことはありませんか

従業員が「年収の壁」を気にせずに働けるようになりました

106万円の壁

社会保険に加入しても、手取り収入が減らない対応をする企業に対し、労働者一人当たり最大50万円の支援をします。

130万円の壁

パートで働く方の収入が一時的に上がったとしても、引き続き被扶養者認定が可能となる仕組みを作ります。

事業主は人手不足の解消に、従業員は保険加入による収入減を気にせずに働けるようになります。

★ 年収の壁突破・総合相談窓口 ★
0120-030-045 (平日8:30~18:15)



お知らせ 福岡県特定最低賃金改正

特定最低賃金

製鉄業、
製鋼・製鋼圧延業、
鋼材製造業

1時間 1,053円

百貨店、総合スーパー

1時間 945円

電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、
情報通信機械器具製造業

1時間 1,019円

自動車(新車)小売業

1時間 1,028円

輸送用機械器具
製造業

1時間 1,029円

効力発生日 令和5年12月10日

※特定最低賃金に該当しない産業は、福岡県最低賃金(1時間941円)が適用されます

福岡労働局労働基準部賃金室 ☎092-411-4578

お知らせ 障害者雇用納付金制度の改正

改正内容の説明を含め障害者雇用納付金事務説明会を実施

令和6年度申告申請対象

- 調整金の支給額見直し(1人あたり月27,000円→29,000円)
- 雇用算定の特例措置(精神障害者である短時間労働者※1:1人を1カウント)
※1 週所定労働時間が20時間以上30時間未満

令和7年度申告申請対象

- 法定雇用率引き上げ(民間企業2.3%→2.5%)
- 雇用率算定対象拡大
(重度の身体・知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者※2:1人を0.5カウント)
- 特例給付金の廃止
- 調整金・報奨金の支給額調整(支給対象人数が一定数を超えた分に対する調整)
※2 週所定労働時間が10時間以上20時間未満

《 説明会 》

日時 3月12日(火)
①10:00~12:00(経験者)
②13:30~16:00(初任者)

場所 久留米リサーチ・パーク

※詳細は、支部HPに掲載しています

福岡(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構
福岡支部 高齢・障害者業務課

☎092-718-1310

F 092-718-1314

